

桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第6号

桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例の施行の日から平成32年3月31日まで」を「当分」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から1年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。